長岡市生ごみバイオガス化事業 要求水準書 (素案) 「設計・建設編」への質問に対する回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
1							要求水準書の質問については、実施方針質問についての回答や約款の内容にも密接不可分に関係するため、以下に挙げる他にも、別途最終版の提示の際にも、質問や再確認させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
2	1					プラント設備工事	処理プロセスはプラントメーカー毎に異なるため、必要に応じての記載が無い項目においても、基本的にメーカー性能責任による要・不要判断とさせて頂けないでしょうか。	原則としてその仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、 かつ本事業の目的や当該項目以外のサービス水準の維持と矛盾 しないことを応募者が示した場合に認めます。
3	2	1	3	2		処理規模	日平均とは何日間の平均ですか。1日の最大、最小は何トンと見てよいか。	365日間の平均です。日変動は要求水準書 I-39 4.3受入供給設備にあるとおり、曜日間、日時間等への受入変動を考慮してください。なお、現段階では家庭系の収集は週4日(月火金土)を予定していますので、それを考慮したうえで計画して下さい。
4	2	1	3	2		施設規模	日平均処理量計算式の中に365日とありますが、施設停止日数は 0日というお考えでしょうか。	ご理解のとおりです。槽の清掃等や電気点検等で停止が必要な場合は、事業者の提案によりますが、系列等について考慮のうえ提案してください。
5	2	1	3	2		施設規模	紙おむつ3 t /日程度となっていますが、増減はどの程度の範囲でしょうか?	想定としては、最大6t/日までの変動が予想されます。
6	2	1	3	3	(1)	事業期間	現地の仮設工事着手は平成23年4月以降との事ですが、市殿の所 掌で行われる工事の完了を待ってとの事と推測しますが、事業 者が事前に行う測量等も含めて4月以降との理解で宜しいでしょ うか。	
7	3	1	4	1	(1)	設計業務	基本設計が業務に含まれていませんが、基本設計は提案書の図面を指すとの理解でよろしいでしょうか。	実施設計の事前協議に必要であれば、事業者の提案で行ってください。
8	3	1	4	1			ガス製造事業所として設計・建設・運営・維持管理はガス利用計画に関わらず必須条件でしょうか。	ご理解のとおりです。
9	3	1	5	1		本施設の設計・建設	「…原則として本施設全体レベル及び機能空間レベル」と記載されていますが、若干抽象的な表現と考えますので、具体的にはどのような内容でしょうか。	本事業の目的や必要なサービス水準を維持すること、また本施 設の性能条件を満たすことです。
10	3	1	5	2		創意工夫の発揮	「市が具体的使用などを定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ事業の目的や当該項目以外のサービス水準の維持と矛盾しないことを応募者が明確に示した場合に限り、代替的な仕様の提案をみとめる。」とありますが、明確に示せたか否かの判断は、どのような基準でどの段階で実施するのですか。	事業者選定の審査において明確な判断ができる資料がある場合 及び実施設計、施工時の承諾図書等の設計図書が、適用される 諸基準に適合し、本市の承諾を得られた段階で認めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
	5	2	1	4		地形	掘削土の記載に相違があります。残土は場外搬出可能と考えて よろしいでしょうか。	(修正前) P. I-68 5.1.3(3) 「残土は場外搬出処分とするこ
11	24	3	7	8	(3)	建設発生土の処分		と」 (修正後)「本工事に伴って発生する建設発生土は、原則として場外搬出を行わないよう計画する」
''	68	5	1	3	(3)	土木工事		
	81	5	7	1	1	土地造成工事		
12	5	2	1	5		地質	別添図面が有りませんので御提示願います。	詳細については、入札公告時に提示します。
13	5	2	1	7	(1)		受電は寿ごみ焼却施設側で受電していますが、寿ごみ焼却施設側と生ごみバイオガス施設側の基本料金の算定方法に関して、現状どのように想定されているかご教示下さい。	詳細については、入札公告時に提示します。
	5	2	1	7	(1)	周辺設備の状況	『既設寿ごみ焼却施設から新設生ごみバイオガス化施設への6.6kV送電に必要な、既設寿ごみ焼却施設高圧受配電盤の改造』	詳細については、入札公告時に提示します。
14	54	4	8	4	2 8)	発電機	及び 『新設バイオガス発電機を電力会社系統と接続して連系 運転する際に必要となる、既設焼却施設側の改造』 に必要 な、情報(既設竣工図等)を、開示していただけるものと考え	
	61	4	11	3	1	高圧受変電設備	て宜しいですか。	
15	5	2	1	7	(1)	命与	旧し尿処理施設への分電盤とは、現在は使用されていない回路があり、その遮断器等を更新して今回用の電源送りに使用と解釈してよろしいでしょうか。また改造については受注者の下請業者として既設メーカに依頼せずに行えるものと考えてよろしいでしょうか。	ない回路との理解で結構です。後段については、必要な機能を
16	6	2	1	7	(2)	周辺設備の状況	井戸ポンプNo. 1の仕様(流量、電動機容量)についてご教示ください。	詳細については、入札公告時に提示します。
17	6	2	1	7	(2)	周辺設備の状況	下水処理水が必要な場合、本事業範囲において下水道施設側にポンプを設置し、配管(埋設)・配線することと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業用地近傍に設置している既存し尿 前処理希釈水用の下水道処理水取水設備を改造して対応可能と 考えています。下水道処理水のフロー図を別途資料1に示しま す。
18	6	2	1	7	(4)	周辺設備の状況	既設の希釈放流用150A配管はポンプによる圧送管であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	6	2	1	7	(6)	周辺設備の状況	NTTから直接『生ごみバイオガス化施設』へ引き込むものと考えて宜しいでしょうか。 一番近い既設通信線の位置をご教示願います。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現在 の取り合い可能な位置について、入札公告時に提示します。な お、電話会社等については、事業者の提案に委ねます。
20	6	2	1	7	(2)	用水	井戸ポンプについて本施設より給電とありますが場外設備で しょうか。位置のご教示をお願いします。	本事業用地内にある、旧し尿処理施設敷地内の設備です。詳細については、入札広告時に提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
21	6	2	1	7	(2)	用水	下水道処理水を利用する場合の取合い点はどこで、取合い条件はどのようになるでしょうか。	取り合い条件については下水道処理施設との協議となります。 下水道処理水槽の位置は本事業用地近傍に設置している既存し 尿前処理希釈水用の下水道処理水取水設備を改造して対応可能 と考えています。下水道処理水のフロー図を別途資料1に示し ます。
22	6	2	1	7	(2)	用水	排水の希釈水として、下水道処理水または井水を利用できるのでしょうか。また、利用できる水量の上限はどのくらいでしょうか。	プロセスの希釈水として利用可能です。排水の希釈水について は極力下水道処理水を利用する計画としてください。なお。水 量の制約はありません。
23	6	2	1	7	(4)	排水	現在使用している配管を利用する場合の余裕分は何m3/hか。	現状で、総水量はVP150Aで約50m3/h程度の放流を行っております。余裕分の算定は、事業者に委ねます。
24	6	2	1	7	(4)	排水	「総水量での余裕分・・・」の余裕分の意味合いを教えて下さい。最大50m3/hで希釈放流できるということでしょうか。	現状で、総水量は約50m3/h程度の放流を行っております。最大 放流量はご理解のとおりです。余裕分の算定は、事業者に委ね ます。
25	6	2	1	7	(4)	周辺設備の状況	総水量について現状での余裕量をご教示下さい。	現状で、総水量はVP150Aで約50m3/h程度の放流を行っております。余裕分の算定は、事業者に委ねます。
26	7	2	2			処理対象物	「生ごみの性状表現について一定程度の可否の提案を認める」 とありますが、詳細にご教示願います。	生ごみの性状表現について事業者の提案を受け、本施設稼働時に開始する分別区分について、その内容を市は市民に分別の基本的な内容とすることを想定しています。このため提案書に記載した一定程度の可否の提案を認めます。なお、可否の範囲については評価対象と考えています。
27	7	2	2			処理対象物	生ごみの性状表現について事業者の提案を認め、その内容を市は市民に分別の徹底を広報する。提案書に記載した一定程度の可否の提案を認め事業契約書で処理対象物の確定を行うとの理解で宜しいでしょうか。	に開始する分別区分について、その内容を市は市民に分別の基
28	7	2	2	1		処理対象物	③のその他の、具体的性状、量、発生源などを提示してください。動植物性残渣となっているので産業廃棄物に該当すると思われますが、事業開始とともに市が排出する一般廃棄物の位置づけとなるのでしょうか。	その他の質や量が特定できませんので、事業者で考えられる廃棄物の提案に委ねます。また、動物性残渣は、ここでは、市内の事業所から発生する産業廃棄物、事業系一般廃棄物としての残さとします。
29	7	2	2	1	3	処理対象物	「③その他」の動物性残さとは死骸のことでしょうか。動物の 皮などは前処理設備に悪影響を与える可能性があります。	ここでは、市内の事業所から発生する産業廃棄物、事業系一般 廃棄物としての残さとします。
30	7	2	2	1	1	生ごみの性状	現在寿ごみ焼却施設に搬入されている事業系生ごみの種類について具体的にご教示ください。	要求水準書に示のすとおりです。搬入時の生ごみのみでの性状は調査できませんので、可燃ごみ排出側の調査結果より推定しております。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
31	7	2	2	1	3	生ごみの性状		現段階で既に資源化されている生ごみについては対象とすることは考えておりませんが、将来的に当施設へ搬入される可能性はあります。
32	7	2	2	1	1	生ごみの性状	現在計画されている生ごみ回収袋の種類・サイズ等についてご 教示願います。	種類については未定です。サイズは現状の可燃ごみの収集袋(5 l、10l、25l、40l) を想定しています。
33	7	2	2	1	1	生ごみの性状	処理不適物の記載の中で、「その他」と記載されていますが、 前処理設備の計画にあたって、考慮しておくべき「その他」の 項目についてご教示下さい。	その他の質や量が特定できませんので、事業者で考えられる廃棄物の提案に委ねます。
34	7	2	2	1	1	生ごみの性状	けもの石やバーベルなどの混入がありました。同様に本事業に	事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、本市の負担と想定しています。 詳細については、入札公告時に提示します。
35	7	2	2	1	1	生ごみの性状	事業系生ごみに付随して混入する発酵不適物の量に関して、計画されている混入率をご教示下さい。	要求水準書に示すとおりです。
36	7	2	2	1	1	生ごみの性状	②事業系生ごみ処理対象物に記載の、その他とはなんでしょうか。	その他の質や量が特定できませんので、事業者で考えられる廃棄物の提案に委ねます。
37	7	2	2	1	1	生ごみの性状	①家庭系生ごみに、食用油(固化されたもの、拭き取られたもの)が含まれています。別紙2搬入基準(参考)には食用油は搬入禁止物(燃やすごみ)に含まれていますが、固化された食用油は本事業の処理対象物になるのでしょうか。	本市としては処理対象と考えていますが、回答no26に記載のとおり、不適物としたい場合は提案ください。
38	7	2	2	1	1	事業系生ごみ処理対象物	病院等(開業医を含む)からは家庭系生ごみ対象物にカウントされています紙おむつ等(有機性廃棄物が付着して家庭にて長期間保管できない廃棄物)は収集対象でないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	7	2	2	1	1	事業系生ごみ処理対象物	処理対象物には、不要となった賞味・消費期限切れ食料品・飲料品・有機性廃棄物なども処理対象物として持ち込まれることを想定する必要があるのでしょうかお示しください。	処理対象とします。
40	7	2	2	1	1	処理不適物	の処理不適物15%より多くなることが予想されます、処理不適	生ごみ処理の実績を踏まえ設定していますが廃棄物のため比率 は変動します。変動しても処理可能な施設について事業者の提 案に委ねます。
41	7	2	2	1	1	収集形態		現在、寿焼却処理施設に一般廃棄物の持ち込みをしていますので、それと合わせて持ち込まれるものを想定していますが、受入方法等については。事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
42	7	2	2	1	1	生ごみの性状収集形態	その他市民からの直接搬入が想定されるとの事ですが、直接市民が処理施設に持ち込む搬入方法か、それとも一旦市に許可申請を行い許可を受けて搬入持ち込む方法かお示しください。	直接市民が持ち込む搬入方法を想定しています。
43	8	2	2	1	1	事業系生ごみ	一般廃棄物として紙おむつがカウントされていますが、排出元の中には特別管理一般廃棄物は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	7	2	2	1	1	家庭系生ごみ	家庭系生ごみの処理対象種別が記述されていますが、処理不適物が15%との御指示数値は適切な数値でしょうか、これ以上大巾に超えることはありませんか?	
45	7	2	2	1	1	生ごみの性状	処理不適物が15%程度とありますが、不適物に付着する有機物を含んだ数値が15%程度でしょうか。	生ごみ処理の実績を踏まえ設定していますが廃棄物のため比率 は変動します。変動しても処理可能な施設について事業者の提 案に委ねます。ただし、処理対象物の有機分中の10%以下が不 適物に付着されていることを許容するとしてください。
46	8	2	2	1	2	三成分	高効率原燃料回収施設に適合するには、単位投入量当りのが 3発生量が150m3/t以上という数値がありますが、これは原料性状に左右されると思われますが、原料性状の影響で満足できなかった場合のリスクは貴市側にあることでよろしいでしょうか。	明した場合は、本市の負担と想定しています。
47	8	2	2	1	2	生ごみの三成分	"23,600 t /日"となってますが、"23,600 t /年"が正と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。 (修正前)23,600 t /日 (修正後)23,600 t /年
48	8	2	2	1	2	生ごみの成分	一般廃棄物として排出される紙おむつの素材には化学繊維と吸湿剤が含まれていることが予想され、いづれも消化の阻害となりますので別途に前処理を行う必要がありますが、搬入形態として生ごみと別途に搬入されるのでしょうか?	生ごみと同時に混入されると想定されます。適した前処理方式 は事業者の提案に委ねます。
49	8	2	2	1	2	生ごみの三成分	ここで言う成分は2.2.1.1の処理不適物15%を含んでいますか。	含んでおりません。
50	8	2	2	1	2	生ごみの三成分	三成分の変動幅が大きな提示値となっています。発酵槽の規模は、有機物量で決定されるため、今回の計画にあたり採用すべき、水分及び可燃分の数値をご指定ください。	生ごみ処理の実績を踏まえ設定していますが廃棄物のため比率 は変動します。変動しても処理可能な施設について事業者の提 案に委ねます。
51	8	2	2	1	2	生ごみの三成分	事業系生ごみの、事業者による直接搬入とは、どういう搬入形態で、量的にはどの程度を考えておいたらよいでしょうか?	事業者が直接持ち込む搬入方法を想定しています。既存の寿ご み焼却施設の直接搬入が4t車以下を条件としており、同様と想 定しています。
52	8	2	2	1	3	その他項目の考え 方(紙おむつ)	家庭系生ごみと事業系生ごみの成分が公表されていますが、この中には処理対象物以外の処理不適物も含んだ数値でしょうかお示しください。	含んでおりません。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
53	8	2	3	1		処理対象量	基本的に可燃ごみとして紙おむつは排出されるが生ごみへの混入も相当量想定されるとは、仮に可燃ごみ収集日又は生ごみ収集日においてもごみだし可とする広報を行うとの理解で宜しいでしょうか。	処理を主とし、困った場合は生ごみ収集日において可とするこ
54	8	2	2	1	3	その他項目の考え 方(紙おむつ)	家庭系生ごみ水分は、弊社国内での経験値80%程度に比べ低い値となっていますが、貴市内の家庭系生ごみだけが特別水分が低いとは考えられません。事業系生ごみについても、2.2.1.1処理対象物に記載の飲食店やスーパー、学校、病院、オフィス、ホテルなどからの食品廃棄物とした場合、もっと低くなると考えます。ヒアリング実施時に回答いただいた搬入ごみ分析データをみても、食品工場からのごみ(産業廃棄物と思われる)を除くと80%程度の水分となります。生ごみの三成分の決定に採用したデータの、分析値や採取場所、採取条件について	
55	8	2	2	1	3	その他項目	許可業者の持ち込みおよび事業系直接搬入について、許可登録 車輌の使用車輌(搬入車両)別搬入台数の推移の月別公表は可能 でしょうかお示しください。特に10tトラック平ボディートラッ ク台数についてお示し下さい。	
56	8	2	2	1	4	単位体積重量	窒素やリンの含有量のデータは提示頂けるのでしょうか。	事業系の調査データについては、参考値として別途資料 2 に示します。
57	8	2	2	1	5	事業系搬入計画	家庭系生ごみの三成分が表示されていますが、三成分共余りにも巾があり過ぎて、平均値で計画するには乱暴すぎると思われます、もっと詳細な組成・成分のご提示をお願いします。	生ごみ処理の実績を踏まえ設定していますが廃棄物のため比率 は変動します。変動しても処理可能な施設について事業者の提 案に委ねます。
58	8	2	2	1	5	搬入計画	事業系生ごみの収集先が色々ありますが、各収集先別のおおよ その収集割合についてご指示下さい。	詳細については、入札公告時に提示します。
59	8	2	2	1	5	搬入計画	事業系生ごみの搬入計画についてご教示願います。	要求水準書(素案)「運営・維持管理編」別紙1に記載の通りです。
60	8	2	2	1	5	搬入計画	家庭系生ごみは各地域毎に週2回の収集で週4日程度の搬入との事ですが、その搬入割合は4等分と考えてよろしいでしょうか?	事業者の提案に委ねます。現在の処理対象の人口比率は、収集 曜日のうち月水金が58%、火木土が42%程度です。
61	8	2	3			施設の基本条件	事業系生ごみの成分につきましても、成分値に巾があり過ぎ、 実績値の加重平均値を採用するのは計画に誤差が生じます、詳 細な組成・成分のご提示をお願い致します。	生ごみ処理の実績を踏まえ設定していますが廃棄物のため比率 は変動します。変動しても処理可能な施設について事業者の提 案に委ねます。
62	9	2	3	3		処理方式	選別不適物は寿ごみ焼却施設、メタン発酵残さは処分する場合は民間施設へ搬送とありますが、発酵残さは産業廃棄物となるためにこのような処置となるのでしょうか。	本施設から発生する発酵残さは、民間による資源化等(堆肥化・セメント原料等)の有効利用を期待しているためです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
63	9	2	3	3		処理方式	選別不適物の寿ごみ焼却施設までの運搬はSPCですが、処分費は市が負担するということでよろしいでしょうか。	処分費は市が負担します。
64	9	2	3	3		生ごみ前処理	選別不適物を隣接する寿ごみ焼却施設にて処分する場合、搬送 費用は事業者負担で、処分費は無料と考えてよろしいでしょう か?	処分費は市が負担します。
65	10	2	3	7		運転時間(参考)	運転時間(参考)とありますが、運転人員配置を適切に行うことにより運転時間を変更(延長又は短縮)提案することが可能と考えてよろしいでしょうか。	サービス水準を満たす範囲において事業者の提案を認めます。
00	50	4	5	12		乾燥設備 (処分時に設置)	と考えてようしいでしょうか。	
66	10	2	3	8		沈砂・清掃残渣	民間処理施設への搬出業務、適切な処分費についての責任所掌 をご教示下さい。	発酵残渣等の有効利用されないものは市の負担とします。ただし、提案量を上回る発酵残渣等の排出量については、一定のペナルティを想定しています。また、資源化する場合は、事業者の提案に委ねます。なお、発酵残渣(脱水汚泥)を処分する民間施設について、推奨できる施設がある場合は提案してください。
67	10	2	3	10		将来計画	「将来のごみの増量が想定されるため…将来増設が可能となるような配置計画を提案すること」とありますが、具体的な計画をご教示下さい。	将来、本市においては、近隣市町村と広域的に各事業を分担する計画を検討中です。しかし、ごみ量は現段階で具体的な想定は困難であるため、メタン発酵槽以降の設備を増設できるよう考えています。
68	10	2	3	10		将来計画	将来的にどの程度の増設を見込めばよいのでしょうか。	将来、本市においては、近隣市町村と広域的に各事業を分担する計画を検討中です。しかし、ごみ量は現段階で具体的な想定は困難であるため、メタン発酵槽以降の設備を増設できるよう考えています。
69	10	2	3	10		将来計画	想定される将来のごみの増量する量、性状、発生源などを提示してください。	将来、本市においては、近隣市町村と広域的に各事業を分担する計画を検討中です。しかし、ごみ量は現段階で具体的な想定は困難であるため、メタン発酵槽以降の設備を増設できるよう考えています。
70	10	2	3	10		将来計画	将来的に当該施設との連携によるガス利用とは、本事業のバイオガス有効利用設備に隣接する下水処理施設の下水汚泥消化ガスを導入する可能性もある、と理解してよろしいでしょうか。 その場合の消化ガス量をご提示ください。	ご理解のとおりですが、将来的に両施設を連携させる可能性を 有するため、現段階では詳細は決定しておりません。
71	10	2	3	11		残渣処理	残渣を乾燥させて堆肥化する場合、現地~堆肥化業者所在地までの距離をご教示下さい。	有効利用に係る諸条件は、事業者の提案に委ねます。また汚泥 乾燥は、処分の際の条件としています。
72	10	2	3	11		残渣処理	運営期間中に受取り側(堆肥化業者)の問題で引取りが困難になった場合、どのようにお考えでしょうか。	資源化に関しては、事業者の範囲と考えていますが、発酵残渣を処分する場合については、契約及び金額負担は市が関与しますが、提案量を上回る排出量については、一定のペナルティを想定しています。
73	10	2	3	11		残渣処理	乾燥汚泥の品質の問題(重金属等有害物質の混入等)で引取りが困難になった場合、どのようにお考えでしょうか。	事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証明した場合は、本市の負担と想定しています。 その他詳細については、入札公告時に提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
74	10	2	3	11		残渣処理	乾燥機で50%を目安とする乾燥汚泥にする目的はなんでしょうか。	本市が負担する処分費の低減のためです。
75	10	2	3	11		残渣処理	残渣として搬出処分する場合、乾燥を条件とし含水率を50%を 目安との事ですが、仮に有効利用が困難となった場合、目安の 50%が隣接する焼却炉での混焼条件との理解で宜しいでしょう か。	搬出先の焼却施設の受入条件ではありません。本市が負担する 処分費の低減のためです。
76	10	2	3	11		残渣処理	含水率0~50%でかまいませんか。	ご理解のとおりです。
77	11	3	1		(1)	受入供給	除袋、除不適物の下段に【市 寿ごみ焼却施設へ搬出】とあるますが、搬出は市が行い、事業者はそれぞれの貯留ホッパへの貯留までが事業範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。	寿ごみ焼却施設までの運搬、搬出は事業者の業務範囲とします。
78	12	3	2	2		選別能力	処理対象有機物の総量はどのように判定するのでしょうか。	定期的な分析等は必要と考えています。詳細については、入札 公告時に提示します。
79	11	3	2	1	1	バイオガスの販売 の場合の基準	バイオガスの標準状態(0℃、101,325kPa)となっていますが、 kPaではなくPaということでよろしいでしょうか。	Paの誤りです。訂正いたします。 (修正前) (0°C、101,325kPa) (修正後) (0°C、101,325Pa)
80	12	3	2	2		選別能力	「処理対象有機物の回収率」とは不適物15%を除いた量の90%と解釈してよいですか。	処理対象物の有機分中の10%以下が不適物に付着されていることを許容するとしてください。
81	12	3	2	2		選別能力	選別能力90%以上の性能試験方法として、現状想定されている方法があればご教示下さい。	定期的な分析等は必要と考えています。詳細については、入札 公告時に提示します。
82	12	3	2	2		選別能力	3.2.2選別能力において処理対象有機物の回収率は90%以上と規定されています。一方4.3.5では「受入前処理設備において・・・90%以上を確保する」ように記載されています。受入前処理設備の前に除袋する場合の有機物の系外の排出も含めて	処理対象物の有機分中の10%以下が不適物に付着されていることを許容するとしてください。
	41	4	3	5		受入前処理設備	90%以下とすることでよろしいでしょうか。	
83	12	3	3			公害防止基準	騒音、振動、悪臭に関する基準に、敷地境界においての基準が ありますが、敷地境界を示した図を提示してください。	測定する敷地境界としては、環境衛生センター全体としての敷地境界を考えていますが、詳細については、入札公告時に提示します。
84	13	3	3	5		悪臭に関する基準	敷地境界について、詳細にご教示願います。	測定する敷地境界としては、環境衛生センター全体としての敷地境界を考えていますが、詳細については、入札公告時に提示します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
85	12	3	3	2	(1)	法流水	現在使用している配管を利用する場合の余裕分は何m3/hか。	現状で、総水量はVP150Aで約50m3/h程度の放流を行っております。余裕分の算定は、事業者に委ねます。
86	13	3	3	2	(1)	放流水質	放流水の下水道排除基準にはT一Pも含まれると思われますが、該当することになるでしょうか?	要求水準書に記載のとおりです。
87	15	3	4	3	(15)		「鉄筋コンクリート構造計算基準」は、「鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説」(日本建築学会)と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	15	3	5	1		設置にかかる許認可	都市計画法による位置決定、或いは建築基準法51条許可取得は 市所管でよろしいでしょうか。	手続きは市の所掌ですが、必要となる資料作成支援は事業者の業務範囲です。
89	15	3	5	2		生活環境影響調査	生活環境影響調査に関して事業者が実施すべき業務について、 具体的な内容をご教示下さい。	要求水準書に記載の通りです。
90	18	3	6	2	2	ш	著作権等知的所有権の帰属や手続きに関する記述がありますが、別途提示される約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
91	19	3	6	2	3 2)	実施設計の変更	本項目は別途提示される約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
92	19	3	6	2	3		実施設計期間中若しくは実施設計完了後において、本要求水準書に適合しない箇所(本施設の機能を全うできない)の発見は事業者負担との事ですが、別紙1対象ごみ量の確保(保証でない)が見込めない。2.2.1.1処理不適物量(15%)を逸脱している。生ごみ性状が当初計画したものを確保できない等、市民分別の開始若しくは分別の不徹底が原因となった場合、市の指示又は承諾を得て変更することが出来る(設計変更)との理解と考えますが宜しいでしょうか。	は、変動費で対応可能と考えています。詳細は入札説明書で提示します。 事業者が、受入混入物等の性状が大幅に異なっていることを証
93	20	3	6	2	5	契約金額の変更	契約金額の増額等の手続きは行わないとありますが、3.6.2.3の1)で、市の指示により変更する場合は、「実施方針別紙3リスク分担表」記載のとおり、契約金額の増額等の手続きが行われるとの理解でよろしいでしょうか。	

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
	20	3	6				「実施設計」の範囲は明確に定めておりますでしょうか。	要求水準書(素案)「設計・建設業務編」に記載の通りです。
94	20	J	Ü	2	6	先行承諾		
	20	3	6	3		実施設計完了検査		
95	22	3	7	3	3	復旧	「~、万一損傷、汚染が生じた場合は事業者の負担により速やかに復旧する。」とありますが、①市の帰責による損傷等の場合は、復旧に係る費用は市が負担する、②不可抗力による損傷等の場合は、別途事業契約書において定める規定により費用を市と事業者が負担する、との理解でそれぞれ宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	23	3	7	4		設計変更	請負金額の増額は行わないとありますが、市の指示による設計変更は、「実施方針別紙3リスク分担表」記載のとおり、請負金額の増額は行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし本要求水準書に明記されない事項であっても、本施設の目的達成上、当然、必要と思われる工事、設備等については、除きます。なお、「請負金額」の記載は「サービス購入料」と修正します。
97	23	3	7	7	(1)	工事の責任者及び モニタリング	「~、当該事業者の社員の中から担当責任者を専任し、~」とありますが、「当該事業者」とは「当該事業者の構成員または協力企業」との理解で宜しいでしょうか。	SPCまたは構成員の中から選定してください。 なお、「施工管理」は「施工監理」と修正します。
98	23	3	7	7	(1)		「当該事業者の社員の中から担当責任者を専任し…」と記載されておりますが、これはSPC/SPCの下請建設事業者の社員の中から専任するという解釈で宜しいでしょうか。	SPCまたは構成員の中から選定してください。 なお、「施工管理」は「施工監理」と修正します。
99	23	3	7	8		工事条件	汚染土調査は市所管で実施済で、汚染が無い前提でよろしいでしょうか。また新たに発見された場合、市の責任において除去されるのでしょうか。	実施しておりません。事業用地において土地のかしといえるほどの汚染が新たに発見された場合には、その合理的な範囲の除去費用を市が負担します。
100	23	3	7	8	(1)	工事条件	撤去処分は有償で事業者が行なうという解釈で宜しいでしょうか。	事業者の業務範囲です。
101	24	3	7	8	(2)	地中障害物	「~。なお、予期しない大規模な地中障害物が発見された場合は、必要に応じて設計変更を行う。」とありますが、この場合、事業者に生じる追加費用・増加費用は、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。また、「予期しない大規模な地中障害物」の定義をご教示下さい。	入札説明書等における記載では判断が付かない事象については 市の負担とします。「予期しない大規模な地中障害物」は、既 往の図書から推定しうるインフラ設備等の地中埋設物以外の、 施工に支障をきたす障害物を示します。
102	24	3	7	8	(2)	地中障害物	土壌汚染が発見された場合に土壌汚染対策工事は、市の負担で 市が行うとの理解で宜しいでしょうか。事業者にて行う場合、 当該費用は市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	事業用地において土地のかしといえるほどの汚染が新たに発見 された場合には、その合理的な範囲の除去費用を市が負担しま す。
103	24	3	7	8	(2)	地中障害物	事業者の負担により適切に処分するとありますが、地中障害物に関する図面等の資料は、公表いただけるとの理解でよろしいでしょうか。(公表いただけない場合、適切に見積もることが困難になります。)	詳細については、入札公告時に提示します。
104	24	3	7	8	(2)	地中障害物	旧し尿化学処理施設の残存物とありますが、当該施設による土 壌汚染はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
105	24	3	7	8	(2)	工事条件		事業者の業務範囲です。詳細については、入札公告時に提示し ます。
106	24	3	7	8	(2)	地中障害物	旧し尿処理施設の残存物に関して、図1では、残存物の規模、 物量は想定出来ません。残存物の具体的な資料の提示をお願い 致します。	詳細については、入札公告時に提示します。
107	24	3	7	8	(3)	工事条件	「本工事に伴って発生する建設発生土」が汚染されていた場合 の汚染調査・処理費用は市側の負担という解釈で宜しいでしょ うか。	調査が必要な場合は、事業者の負担とします。
108	24	3	7	8	(8) 1)	工事条件	文章中の「別途工事」とは何を指すのでしょうか。	本工事とは別の環境衛生センター内の維持管理・補修修繕工事等がある場合を示します。
109	24	3	7	8	(8)	工事条件	仮設事務所・駐車スペースは工事用敷地外を指定していただく ことは可能でしょうか。	環境衛生センター内に利用可能な用地はあります。詳細は協議 により決定します。
110	24	3	7	8	(8)	工事条件	仮設事務所内に市側の部屋や施工管理者の部屋を設ける必要はありますか。	不要です。
111	25	3	7	8	(11)	作業日及び作業時 間	「~。作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。」とありますが、市の許可を得れば、作業時間の延長を行うことができるとの理解で宜しいでしょうか。	事前に市の承諾を得れば可能です。
112	26	3	7	9	2	器材指定製作者	器材指定製作者一覧表は、契約後から着工前の期間に提出すれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	機器等の製作承諾図を提出する前としてください。
113	26	3	7	9	2	器材指定製作者	機器を海外で製作する場合についても工場検査を行うのでしょうか。	年度の出来高対象機器で製作工場にて工場検査により計上する 場合は必要となります。詳細は協議により決定します。
114	26	3	7	10	5)	機器の工場立会検査	本検査に係る費用については全て事業者の負担とするとありますが、市担当者の人件費や交通費は当該費用に含まないとの理解でよろしいでしょうか。含む場合は、単価等についてご教示いただけませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	27	3	8	2	(1)	試運転に関わる市 の費用負担範囲	試運転期間中の処理対象物(生ごみ)の提供に要する費用は市殿と理解します。その中には処理不適物の処分費用及び下水処理費用も含まれると理解しますが如何でしょうか。	

No.		大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
116	27	3	8	2		試運転及び運転費用に係る費用	試運転時の運転員教育費用については建設工事費の中に含める という解釈で宜しいでしょうか。	
117	27	3	8	3		教育訓練及び運転 指導	運転業務職員に対し十分な教育と指導を行うとあり、本市担当者の承諾を必要とありますが、職員とは事業者の職員で、事業者が事業者の職員への教育指導に関する書類を、本市担当者が承諾するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	28	3	8	3	(3)	教育訓練及び運転 指導	運転指導員については専任である必要はないと考えて宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。
119	29	3	9	3	2	性能保証	引渡し後10年目に〜その後の運営・維持管理業務契約の完了までの期間の性能保証を行うこととありますが、これは性能保証を都合15年間求めるものでしょうか。上記に記載の「性能保証の期間は10年間とする」との記載との関係について、ご教示いただけませんでしょうか。	の後当初の予定した事業期間まで性能保証をしていただくこと としています。
120	29	3	9	3	2	性能保証事項	性能保証期間を10年と定めますが、ごみ処理施設等の長期包括契約においてさえも通常、性能保証期間は2~3年です。本施設の場合も I-31頁「プラントエ事」のかし担保期間3年に合わせ、期間を3年にして頂きたいと考えますので、ご検討願います。	性能保障期間は契約後10年とし、10年目に性能試験を実施しその後当初の予定した事業期間まで性能保証をしていただくこととしています。 なお、市は性能保証を理由として性能未達による損害について賠償請求することはできません。保証の範囲は限定的であることにご留意ください。
121	29	3	9	3	2		を実施のうえ「契約完了までの期間の性能保証を行う」とのことですが、この規定に従いますと、実質的には15年の運営・維持管理期間全てにわたり性能保証をしなければならないものと	性能保障期間は契約後10年とし、10年目に性能試験を実施しその後当初の予定した事業期間まで性能保証をしていただくこととしています。 なお、市は性能保証を理由として性能未達による損害について賠償請求することはできません。保証の範囲は限定的であることにご留意ください。
122	29	3	9	3	2	性能保証期間	引渡し後の性能保証の期間は10年間とするとの事ですが、ごみ処理能力及び公害防止基準等は、その期間を経過後の性能維持(保証)は事業者ではなくなるとの理解で宜しいでしょうか。ここでいう保証期間は、引渡日から2年間とすることが合理的と考えますが如何でしょうか。	性能保障期間は契約後10年とし、10年目に性能試験を実施しその後当初の予定した事業期間まで性能保証をしていただくこととしています。 なお、市は性能保証を理由として性能未達による損害について賠償請求することはできません。保証の範囲は限定的であることにご留意ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
123	29	3	9	3	2	性能保証事項	引き渡し後10年目に確認性能試験を実施後、運営・維持管理業務契約の完了までの期間まで、すべての期間について性能保証を行うという事でしょうか?	
124	29	3	9	3	2	性能保証事項	「引渡し10年目・・・」にある確認性能試験とは、ガス発生量 や放流水質、敷地境界面での臭気、騒音等の確認のことでしょ うか。	3.2性能条件、3.3公害防止基準、3.9.4性能保証項目に示すとおりです。
125	29	3	9	4	(1)	性能保証項目	定格処理量に満たない場合の「試験条件」について記載されて おりますが、「試験条件」の詳細については後日協議させて頂 けるものと理解いたしますが如何でしょうか。	協議の必要性がある場合には、協議を行います。
126	30	3	9	4	(6)	性能保証項目	バイオガスは3.2.1に規定する基準値以下とする、とありますが、3.2.1④の総発熱量は43MJ/m3以上、という基準となっています。3.2.1④に関しては43MJ/m3以上を保証すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 (修正前) 「3.2.1に規定する基準値以下とする」 (修正後) 「3.2.1に規定する基準値とする」
127	30	3	10	1	(1)	設計のかし担保	設計のかし担保期間を引渡し後10年間と定めますが、本件契約が長期包括であることを考慮しても非常に長いと考えます。 従って、設計のかし担保期間は I -31頁に記載された項目毎の期間(例:ブラント工事であれば引渡し後3年間)と一致させていただきたいのでご検討願います。	
128	30	3	10	1	(3)	設計のかし担保検 査の費用負担者	かしの有無については、適時かし検査を行いその確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できない場合は、事業者の責任において改善するとした場合、かし担保権の行使期間中のかし検査費用及び人員等必要な費用は施設を所有する管理者即ち市殿と理解しますが如何でしょうか。	要求水準書に記載の通りとします。
129	30	3	10	2		施工のかし担保	「故意又は重大な過失」とそれ以外の区別は現実には非常に困難であると考えますので削除していただければと考えます。ご検討願います。	要求水準書に記載の通りとします。
130	31	3	10	2	(1) 及び (2)	かし担保	(1) 建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備 を含む) 引渡し後2年間とする。但し、~(2) プラント工事 引渡し後3年間とする。但し、~ とありますが、かし担保期間を過ぎた場合の不具合等の費用負担は、市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	かしに限り、かし担保期間が過ぎた場合は市が負担します。
131	31	3	10	2	(2)	施工のかし担保	「…そのもの本来の機能を発揮させるために機械的に連続して 駆動する機構」と記載されておりますが、具体的にどのような 機器・装置を想定されているのかご教示下さい。	

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
132	31	3	10	3	(3)	かしの判定・補修	「引渡し後、かし担保期間中に実施する定期補修工事の経費の分担は、事業者の負担とする」と記載されていますが、ここでいう「定期補修工事」とは「かし担保責任に基づく補償工事」を指し、その場合の「事業者」とは「建設工事の請負業者」を指すものと理解致しますが如何でしょうか。	前段はご理解のとりです。 後段については、BTO事業のため、施設竣工時に本市へ引き渡されます。本市所有の施設としてSPCへかしを求めます。
133	31	3	10	3	(2)	かし判定に要する 経費	引渡し後、施設の所有者である市殿の施設を事業者の負担でか し判定を行うことについて、事業契約スキームが見えませんが 管理者である市殿が保有する瑕疵担保権の行使を事業者に行わ せるとの理解で宜しいでしょうか。	
134	31	3	10	3	(3)	かし担保期間中の 定期補修工事の経 費の区分	かし担保期間中の定期補修工事の経費の分担を「事業者」、ア (分解、点検、清掃、調整に要する労務費)、イ(消耗品の交 換)、ウ(潤滑油、薬品、等)を「運営・維持管理業務側」の 負担と区別しています。応募者の提案の範囲と考えましたが、 区別する意図についてご教示願います。	
135	32	3	10	4		かし判定基準	かしの判定基準として①~④が記載されておりますが、基準としては若干抽象的ではないかと考えます。その詳細については後日協議させて頂けるものと理解致しますが如何でしょうか。	かしの判定基準は、協議の対象ではありません。
136	32	3	10	4		かし判定基準	設計上のかしであるか、施工上のかしであるかの判定は、市が 行うのでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	32	3	11	1		完成図書の構成	著作権等知的所有権の帰属や手続きに関する記述がありますが、別途提示される契約約款等の条項と密接不可分に関わりますので、それらの書面が提示された段階で別途質問させて頂きたく存じます。	ご意見として承ります。
138	32	3	11	1		完成図書の構成	3.11.1.1~3.11.1.3にある完成図書の著作権以外の知的所有権 (特許権、プログラムの著作権等)の帰属は事業者と理解して よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	32	3	11	1	1	竣工図(金文字製本)	当社及び当社関連企業は公共工事を請負う企業として、極力上位の指導方針に従い社内ルールとしています。リサイクル可能なエコファイル製本の使用を認めていただきたい。極力『金文字製本』はその後の使用用途等からリサイクルできないものは使用しない社内方針でありますことご理解を頂きたく善処願います。	製本等の詳細は協議により決定しますが、長期的な保管等に問題が無ければ可能と考えます。
140	32	3	11	1	1及び3	完成図書	(2)竣工原図(3)同上製本版5部とありますが(1)のイ.と同じものであれば項目を削除してもよろしいですか。また、(9)の見開き製本の製本サイズをご指示ください。	ご理解のとおりです。製本サイズはA4とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
141	34	3	13			予備品・消耗品	予備品および消耗品を納入することとありますが、予備品・消耗品とは「事業者提案に基づき運営・維持管理業務で使用されるもの」でよろしいでしょうか。また、納入した予備品・消耗品は運営・維持管理業務において事業者に無償で提供されるとの理解でよろしいでしょうか。5.8.1項の「工具、建物内備品等」についても同様と考えますが、併せて御教示願います。	権が帰属するため、事業者が使用する場合は、本市の許可を必
142	34	3	13	1	(1)	予備品の数量		2年間の運用を賄える分を納入することでご理解お願いします。
143	34	3	13	1	(1)	予備品の数量	予備品2年分納入につきましての、本記載内容の意味がよく解らないのでご説明ください。	施設の一部として必要とするという意図です。
144	34	3	13	1	(1), (2)		本件は設計、施工と運営・維持管理を一体とする事業方式と推定 します(実施方針現場説明会)が予備品及び消耗品を納入する 意図についてご教示願います。	施設の一部として必要とするという意図です。
145	35	4	1		(4)			量的変動への対応は、生ごみの受入量・処理量等に対して柔軟に対応できる施設を計画するものと考えています。バイオガス化への変動量についても同様にガス発生量に対して柔軟に対応できる施設を計画するものと考えています。なお、容量計算及び荷重計算における単位体積重量としての値は、ご理解のとおりです。処理不適物等及びメタン回収ガス発生率については、柔軟な対応ができるよう提案して下さい。
146	35	4	2	1	(4)			閉塞時等の維持管理の安全性・容易性を求めて槽外形としています。同等以上と判断できる場合は事業者の提案に委ねます。
147	35	4	2	1	(5)	示 ・ / 八型	ダイヤフラム式ポンプの吐出側配管に吐出量が計測できる計器 等を設けるとありますが、不連続容積式ポンプのため、計測の 誤差が大きくなると考えます。 タンクに設置するレベルで確認 することでよろしいでしょうか。	吐出量が計測できる方法を、事業者の提案に委ねます。
148	35	4	2	1	(6)		交互運転可能な計画を原則とするとの記述は、自由な発想を阻害する内容です。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	
149	36	4	2	2	(5)		交互運転可能な計画を原則とするとの記述は、自由な発想を阻害する内容です。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
150	36	4	2	3	(6)		ポンプ、機器は周回できる計画を原則とするとの記述ですが、 メンテ動線を確保することとしていただきたい。目的も無く無 駄なスペースを空けることは自由な発想を阻害する内容です。 サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂き たく善処ください。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
151	38	4	2	5	2)	弁関係	原則JIS20kg/cm2又は日本水道規格を原則とするについては、サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
152	38	4	2	5	(18) 2)	配管	原則としてJIS20kg/cm2と記載がありますが、流体圧力条件を考慮してJIS10kg/cm2に変更することは可能でしょうか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
153	38	4	2	6		コンクリート基礎	必要によりコンクリート基礎は、騒音・振動、荷重強度等から 判断し設置しますが、単なる根巻き基礎まで拘束する必然性は 見当たらないと考えます。サービス水準を満たす範囲において 事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
154	38	4	2	7	(6)	地震対策	「災害応急対策活動に必要な官庁施設として整備する」とありますが、建設コストに大きく関わってくる項目ですので、詳細に提示願います。	官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日改定) に示す施設として、構造体はII類の基準とします。
155	38	4	2	7	(6)	地震対策	官庁施設の総合耐震計画基準(平成18年8月4日改定)は、 (平成19年12月5日改定)と読み替えてよろしいでしょうか。また本施設は、災害応急対策活動に必要な官庁施設の位置・規模・構造の基準別表のどれにあたるか御教示願います。	官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日改定) と読み替えます。また本施設は、構造体はII類の基準の施設と します。
156	39	4	3			受入供給設備	「前処理系統」は2系統以上とし1系統に問題が発生して も・・・計画する」とありますが、2系統同時運転で計画 し、万一、問題が発生した場合に運転時間を延長させることで 対応することは可能でしょうか。	将来の発酵槽以降の増設を含めて計画しているため要求水準書のとおりとします。
157	39	4	3	1	(1) (2)	搬入計量装置	見積を行うために既存計量システムの仕様を教示ください。	詳細については、入札公告時に提示します。
158	39	4	3	1	(2)	搬入計量装置	既設設備のメーカーと型式を提示願います。改造内容は既設 メーカにおいて改造可能な内容であると確認されているので しょうか。改造内容の詳細を提示願いたくお願いします。	詳細については、入札公告時に提示します。
159	39	4	3	2		受入室	「臭気に関しては・・・・投入時の臭気を完全に捕集 し、・・・」とありますが、「完全」の意味は、受入室を負圧 にするなどの対応を行い外部に臭気が漏れないようにする意味 と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。その他必要な臭気対策を提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
160	39	4	3	2		受入室	受入室の形式が鉄筋コンクリート造となっておりますが、受入室の用途、大型車両が出入りするという部屋の性格を考慮して、71頁5.3.1処理棟構造概要及び外部仕上げの項目より、鉄筋コンクリート以外の材質を事業者が提案出来るものと考えてよろしいでしょうか。	受入室に関しては、要求水準書のとおりとします。
161	39	4	3	2	(2)	設計基準	搬入車輛(パッカー車)からの汚水流出・洗車は禁止でよろしいでしょうか。	荷下ろし時の汚水流出、荷下ろし後のパッカー車後部等の洗車は必要と考えますので、洗浄水配管を必要箇所に設けてください。
162	39	4	3	2	(2)	設計基準	上記で汚水排出がある場合、汚水条件をご教示ください。	事業者により設定してください。
163	40	4	3	3	(1)	形式	バンカ方式にはホッパも含まれると理解していますが、バンカ 方式の定義を教えて下さい。	ごみを受入、貯留、供給するもので、ホッパ下部に切り出し装置等があるものをバンカとしています。
164	40	4	3	3	(3)	受入貯留装置	2) 施設規模2日分以上の受入量を1日で処理できる前処理施設の設備規模及び能力とするとありますが、どのような事態を想定して、2日分以上の量を1日で処理する必要が生じるのでしょうか。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	ス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認
165	40	4	3	3	(3)	受入貯留装置	金属部分の材質は全てSUS304製と同等以上との記述がありますが、技術ノウハウの発揮を阻害する内容です。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。除袋物ホッパ、不適物搬送装置、不適物ホッパについても同様です。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
166	40	4	3	4		除袋設備	4.3.4除袋設備 4.3.5受入前処理設備 4.4発酵設備の機器の構成については、参考機器構成と考え、要求水準書を満足させる範囲で提案者の設備構成とすることでよろしいでしょうか。	系列については、要求水準書どおりとします。機器の選定処理 順位等のフローはサービス水準を満たし同等以上と判断できる 場合は事業者の提案に委ねます。
167	40	4	3	4	1	除袋装置	除袋装置に数量の記載がありませんが、4.3.5受入前処理設備ではないので、能力上の問題がなければ1系列とすることでよいと考えてよろしいでしょうか。	
168	41	4	3	4	3	除袋物	4.3.5.4の不適物ホッパと兼用してかまいませんか。	事業者の提案に委ねます。
100	41	4	3	4	3	除袋物貯留ホッパ	除袋物貯留ホッパと不適物貯留ホッパを分けていますが、行き 先は寿ごみ焼却施設と考えます。ホッパを1基に統合すること	事業者の提案に委ねます。
169	43	4	3	5	4	不適物貯留ホッパ	は可能でしょうか。	

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
170	41	4	3	5		受入前処理	「処理対象有機物の回収率」とは不適物15%を除いた量の90%と解釈してよいですか。	処理対象物の有機分中の10%以下が不適物に付着されていることを許容するとしてください。
171	41	4	3	5		受入前処理設備	「処理対象有機物の回収率は原則として90%以上」とありますが、ビニールなどの発酵不適物に付着した有機物が系外に出されるため、測定時の発酵不適物の混入量は設計値以内である必要がある等の条件をつけることは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。処理対象物の有機分中の10%以下が不適物に付着されていることを許容するとしてください。
172	41	4	3	5	1	破砕装置	原則として交互運転との記述がありますが、自由な発想を阻害する内容です。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。不適物除去装置についても同様です。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
173	41	4	4	1		投入量計量装置	投入量計量装置の記述がありますが、設置する目的はなんでしょうか。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	発酵槽への投入量の管理を行う目的です。装置は、サービス水 準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めま す。
174	43	4	4	1	(2)	投入量計量装置	不適物選別後の生ごみ量を計量し、データとして残すために必要な装置という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	43	4	4	2	3)	調質装置	「十分な除去効果」とは何の除去を意味しますか。	混合効果と修正します。 (修正前)「十分な除去効果」 (修正後)「混合効果」
176	45	4	4	6	2	発酵槽撹拌装置	発酵槽内に撹拌装置を設置しない撹拌(発生したバイオガスの 圧力を利用した撹拌)でも構いませんか。	事業者の提案に委ねます。
177	45	4	4	6	4	発酵物循環ポンプ	発酵槽内の汚泥を加温するために発酵槽と熱交換器の間を汚泥 循環するためのポンプという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
178	47	4	5			発酵残渣処理設備	交互運転との記述がありますが、自由な発想を阻害する内容です。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて 頂きたく善処ください。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
179	50	4	5	11		脱水残渣貯留ホッパ	滞留日数が3日以上との記述がありますが、その意図をお聞かせください。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	土日を含めた休日の貯留が可能なよう計画しています。残渣等 を資源化・有効利用する場合は、事業者の提案を認めます。
180	51	4	5	12	(3)	乾燥設備 (処分時に設置)	排出貯留槽の貯留日数に関して要求水準があればご教示下さい。	土日を含めた休日の貯留が可能なよう計画しています。残渣等 を資源化・有効利用する場合は、事業者の提案を認めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
181	54	4	8	4	2 3)	発電機	記録電力計:発電電力の計測値は、中央の監視制御装置へ取り 込みますので省略して宜しいですか。 回転数計:発電した電気の周波数を計測しますので発電機の回 転数計測は省略して宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
182	54	4	8	4	2 4)	発電機	遠隔信号及び中央制御室からの操作ではなく、機側発電機盤で の自動同期投入操作として宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
183	54	4	8	4	2 6)	発電機	中央制御室からの操作ではなく、機側発電機制御盤・エンジン 制御盤での周波数調整(回転数調整)として宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
184	54	4	8	4. 2	8)	発電機	焼却施設へ余剰電力を逆潮流させますが、取り合いは発電機と 既設焼却設備の受電盤となります。既設焼却受電盤の改造を受 注者の下請業者として既設メーカに依頼せずに行えるものと考 えてよろしいでしょうか。焼却施設側で発電機の負荷変動を監 視制御とありますが、発電量の指示程度と考えますが詳細の希 望を提示願います。既設の監視制御装置の改造までは考えない でよろしいでしょうか。	寿ごみ焼却施設の電気室より本施設へ接続する系統により、電力消費及び逆潮を行うことを想定しています。既設寿ごみ焼却施設の監視制御装置を改造するか、新たに監視装置を設けるか
185	55	4	8	4	2 表4-1	発電機	本表は、参考扱いと考えて宜しいですか。 (内部故障87は発電機容量10000kVA以下の場合電気設備技術基準上不要、発電装置メーカーによっては設けない保護装置が発生する、等が考えられる為です。)	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
186	56	4	9			脱臭設備	臭気吸引ファン及び循環ポンプが交互運転との記述がありますが、自由な発想を阻害する内容です。サービス水準を満たす範囲において事業者の裁量とさせて頂きたく善処ください。	
187	56	4	9	1		高濃度臭気脱臭設備	「原則として薬液洗浄・・・」とありますが、生物脱臭は不可 ということになりますか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
188	59	4	10	1	(1)	設計基準	井水は除鉄・除マンガン等の処理設備は不要ですか。	事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
100	60	4	11	1	3)	設計方針	新設『生ごみバイオガス化施設』のみ単独で対策することで宜 しいですか。	事業者の提案に委ねます。詳細は協議により決定します。
189	61	4	11	3	1 (3)	高圧受変電設備		
190	60	4	11	2	6)	設計基準	シーケンサ・プロセス制御装置故障時の手動操作可能機器は、 安全上・保安上重要な機器のみとして宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
	60	4	11	2	3)	設計基準	新設『生ごみバイオガス化施設』のカ率管理は、高圧母線に進相コンデンサを設置し、バイオガス化施設高圧受電点にて一括管理として宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
191	61	4	11	3	3 (2) 3	低圧主幹盤	官理として且しいですが。	
	62	4	11	3	5	低圧進相コンデン サ		
192	62	4	11	3	6	非常用発電設備	以下仕様でメーカー標準品を採用することで宜しいですか。 形式:一般停電用又は防災用 エンジン:ディーゼルエンジン 燃料:軽油 時間定格:普通形 燃料タンク:搭載型	事業者の提案に委ねます。詳細は協議により決定します。
193	63	4	11	4	3 (2)	作業用電源箱	運用上を考慮し、単相100V用収納機器は、ELB20Aとその2次側にコンセント(4口程度)として宜しいですか。	事業者の提案に委ねます。詳細は協議により決定します。
194	63	4	11	4	4	警報盤	どのような用途・設備かご教示願います。 各機器の電気故障は、現場又は電気室動力制御盤、及び中央に 表示させますので、不要として宜しいですか。	周辺の作業員へ迅速に周知するため必要により設置するものです。事業者に委ねます。
195	63	4	11	4	5 7)	材料及び施工	高圧ケーブル及び低圧動力ケーブルの14mm2以上に必要な端末処理とはどのような処理ですか。	電気盤への接続部等へのケーブル端末処理を考えています。
196	64	4	12	2		計装設備盤	動力制御盤のブロックごとに設置とありますが、現場設置の意味でしょうか。中央に一括しての設置としては不可でしょうか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
197	64	4	12	3		システム仕様	現場動力制御盤と中央との信号取り合いは、信号点数によって はハードワイヤとして宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
198	64	4	12	2 3		計装設備盤システム仕様	計装設備盤+CRT監視制御装置ではなく、入出力盤+パソコン監視制御装置で構成し、パソコンディスプレイで主体的に監視操作を行い、指示計・調節計等は、ディスプレイに表示させる方式として宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
199	65	4	12	4	(1)	処理機能		原則として要求水準書のとおりとしますが、サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
200	67	4	12	5		運転管理OA	OA機器の納入は本工事範囲でしょうか。納入台数の提示をお願いします。	本工事の所掌です。納入台数は1台を予定しています。
201	67	4	12	6	(2)		モキ-TV4台以上とありますが、カメラ台数を4台以上でモニタは1台で切替と解釈してよろしいでしょうか。各監視室にモニタを4台設置でしょうか。	
202	68	5	1	1	(1)	施工方法	「建築工事共通仕様書」とあるのは、「公共建築工事標準仕様書」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	68	5	1	3	(3)	残土	残土は場外搬出処分とすることとありますが、2.1.4、3.7.8(3)、5.7.1.1.2)には、いずれも「場外搬出を行わないように計画する」とあります。どちらを正と考えれば良いかご教示いただけませんでしょうか。	原則として、場内利用とします。 (修正前) P. I-68 5.1.3(3)「残土は場外搬出処分とすること」 (修正後)「本工事に伴って発生する建設発生土は、原則として場外搬出を行わないよう計画する」
204	68	5	1	5	(1)	コンクリート工事 テストピース		JIS製品の生コン工場であれば問題ないと考えられますが、公共工事の仕様書で記載されている場合は4週強度試験については公的機関の試験及び結果表となると考えます。
205	70	5	1	10	(2)	塗装工事	「建築工事共通仕様書」とあるのは、「公共建築工事標準仕様書」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
206	71	5	2	3	(1)	構造計算	行令第82条の3第二号に規定する式に、1.25を乗じて得	基本的にはご理解のとおりです。ただし地震時において、弾性域での余裕率が大きい方が変位も小さく押さえられることが可能であるため、1次設計時にも考慮する必要があると考えます。
207	71	5	2	3	(3)	構告計算		高さ方向の重量分布や剛性分布がなめらかでなく、振動性状が不明解となると考え、実施を要求しています。
208	71	5	2	4	(2)	風圧力の低減	昭和27年建設省告示第1074号は既に廃止されています。 平成12年5月31日建設省告示第1455号に読み替えると 考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。訂正いたします。 (修正前)「昭和27年建設省告示第1074号」 (修正後)「平成12年5月31日建設省告示第1455号」

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
209	71	5	3	2	(2)	各室配置計画	受入室(受入前・後室含む)とありますが、プラットホーム式 の場合に受入前室、後室を設置する必要がありますか。	受入前室・後室は人員の経路に設けることを想定しているため、プラットホーム式においても設置してください。
210	71	5	3	2	(2)	各階配置計画	39頁4.3.2受入室より受入前、後室は必要ないと考えてよろしいでしょうか。	受入前室・後室は人員の経路に設けることを想定しているため、設置してください。
211	72	5	3	5	(2)		準拠基準が、「コンクリート防食指針(案)」(平成9年)となっておりますが、最新の基準は「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」(平成19年)と思われます。要求水準書どおりでよろしいでしょうか。	「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル」(平成19年)と読み替えて頂いて結構です。
212	74	5	5	1		生活用受水槽、生活用水給水ポンプ	上水道(市水)に十分に圧力がある場合には、安全な上水の供給、省エネルギー効果を考慮して、生活用受水槽、生活用水給水ポンプは設置せず、直接給水する方法としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
213	74	5	5	1	(3)	給排水衛生設備	給湯設備や衛生器具等から排出される排水は下水道に直接放流 することは可能でしょうか。	SSを1mm以下にし、本施設の放流管にて下水道処理施設へ放流するか、もしくは隣接する既存し尿前処理施設へ投入することで既存し尿前処理施設の前処理を利用し下水道へ放流することが可能です。なお、この場合、本施設に放流量の2日分以上の貯留槽を設置することとします。
214	76	5	6	3	(1) 1)	分岐配線	原則として金属管配線と記載ありますが、①~③では樹脂管の表現になっております。どちらを正とすべきでしょうか。	「原則として金属管配線とし、以下の部分については、当該配管を流用可能とする」と修正します。
215	78	5	6	7	(3)	屋外電灯設備	工場棟から接地配線を分岐配線させ各灯具へ接続することで宜しいですか。	サービス水準を満たし同等以上と判断できる場合は事業者の提案を認めます。
216	79	5	6	9	(1)	避雷設備設置基準	建築基準法及び消防法により避雷設備の設置を要しない場合、 外部雷保護、内部雷保護の対策手法の提出、誘雷保護は必要無 いと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書の記載のとおりとします。
217	79	5	6	9	(2)	避雷設備	建物高さが20m未満の場合は避雷針(受雷部)を設けないことで計画して宜しいですか。	要求水準書の記載のとおりとします。
218	79	5	6	10	(1)	電話設備引き込み	OA機器接続に必要なモデムの具体的な仕様を御教示願います。	インターネット回線等使用可能なように事業者の提案に委ねます。
219	79	5	6	10	(2)	電話設備機器設備	将来の増設はどの程度をお考えか御教示下さい。	原則として不要と考えますが、事業者の提案に委ねます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	内容	回答
220	80	5	6	12	4)	自動火災報知設備	警報盤の目的・警報内容をご教示願います。	休憩中等の作業員への迅速な周知を行うためです。
221	81	5	7	1	2		道路構造例とは、道路構造令でしょうか。道路構造令にはL交通の記述はありませんが、大型車交通量(台/日・一方向)100未満と考えてよろしいでしょうか。	
222	81	5	7	1	4	既設場内道路拡張 工事	周辺道路の舗装構成を御教示下さい。また堰堤の掘削、擁壁の 設置に関して、河川法等の制限は無く、設計、施工が出来るも のと考えてよろしいでしょうか。	詳細については、入札広告時に提示します。
223	81	5	7	1	4	既設場内道路拡張 工事に伴う移設	既存の雨水排水設備、電気設備等を移設し、必要に応じ設備を 増設することとの事ですが、計算に必要な資料等の公表のタイミ ングをお聞かせ願います。	詳細については、入札広告時に提示します。
224	82	5	7	1	8	消雪パイプ設置工事	旧し尿処理施設敷地内の既存の揚水ポンプ及び焼却施設と旧し 尿処理施設の間の既存の消雪パイプの仕様、範囲を御教示願い ます。	詳細については、入札広告時に提示します。
225	82	5	7	1	9		植樹・造園工事の範囲は、図1のバイオガス化施設整備用地内 のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	83	5	8	1	(3)	建物内備品	ここに記載されていない備品(例えば、事務机、会議机、椅子など)は、設置する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。もし、設置する必要があるのであれば、設置備品についての「備品リスト」を公表いただけませんでしょうか。(リストが公表されれば、別途協議による数量変更についても対応が容易になるものと思料いたします。)	事業者の提案に委ねます。
227	83	5	8	1	(3)	建物闪偏品	「~。また、数量については別途協議による。」とありますが、提案時点で数量については別途協議による。」とありますが、提案時点で数量が明確に提示されていないと、余計な備品数量を見込み、事業費が増加し、かえってVFMが下がることが懸念されます。そのため、提案前の時点で具体的な数量、仕様を明示くださるよう、宜しくお願い致します。	事業者の提案に委ねます。
228	83	5	8	2		説明用調度品	DVD記録媒体(約20分)について、半分の10分とすることは可能でしょうか。一般的な映像媒体での放映時間は10分前後とコンパクトとなっている為です。	
229	84	5	8	3		パンフレット等	カラー刷で部数10,000部とし、大人用、子供用を作成しとありますが、大人用、子供用それぞれを10,000部作成するとの理解でよろしいでしょうか。	原則として大人用、子供用各10,000部を作成することとしますが、詳細は協議により決定します。
230	84	5	8	3		パンフレット	A 4版8ページで1000部を作成する。との事ですが、見学者説明用であればその都度その場で作成し配布するといったエコ感覚で事業運営を考えていますが、如何でしょうか。	